ノ如ク記載捺印スベキモノトス借用スルトキハ書籍及器械係ニ備フルトコロノ備用證印簿ニ定式

毎年七月十一日ヨリ同十五日迄ニ一旦悉皆返納スベシ但シ時宜附借用ノ書籍若クハ器械ハ使用ヲ了レバ速ニ返納スベキハ勿論

ニ由テハ臨時返納セシムル事アルベシ

及器械係ニ差出スベシ 得但借用ノ節ハ定式ノ借用證書ニ擔當教員ノ檢印ヲ受ケ之ヲ書籍 其貧者ハ願ニ依リ自餘ノ教科用書籍若クハ器械モ之ヲ借用スルヲ第二條 生徒ハ容易ニ得難キ書籍若クハ器械ハ之ヲ借用スルヲ得又

第三條 生徒修學上必須ノ參考用書器モ本掛備付ノ分ハマタ之ヲ借 附借用ノ書器ハ學級試業終ルノ後返納スベキモノトス

用スル事ヲ得

償セシムベシ 若シ之ヲ毀損汚染若クハ亡失スルトキハ其現物又ハ代價ヲ以テ辨 第四條 凡ソ書籍若クハ器械ヲ借用スル者ハ之ヲ丁寧ニ使用スベシ

男景で 第六條 借用ノ書器ハ掛長ノ特許ヲ得ルニ非ンバ之ヲ外ニ携出スル第五條 借用ノ書器ヲサラニ相貸借スルヲ許サス

第八章 罰則

第一條 凡ソ生徒規則告論等ニ違背スル者ハ之ヲ罰ス

第二條 罰科ハ拘止、退學ノ二種トス

退學ヲ命スベシ 第四條 過失錯誤ニ出ル科モ其事由ヲ酌量シテ其處分ヲ爲スベシ 第四條 過失錯誤ニ出ル科モ其事由ヲ酌量シテ其處分ヲ爲スベシ

第八條 出入進退禮節ヲ失スル者ハ之ヲ罰ス 〔手書き第七條 故意ニ書器ヲ汚染破毀スル者ハ相當ノ罰ニ處スベシ

(『音監經伺書類』明治十七年上)

## (六) 各府県派出音楽伝習生の募集

た。伺い文は音楽取調掛盤事、神津專三郎が記述している。 と考えた。明治十四年十二月、開所以来の音楽取調べの実績をふまえて、と考えた。明治十四年十二月、開所以来の音楽取調べの実績をふまえて、と考えた。明治十四年十二月、開所以来の音楽取調べの実績をふまえて、と考えた。明治十四年十二月、開所以来の音楽取調べの実施のためには、する府県に希望者の選出を呼びかける伺い文を本省普通学務局へ提出した。伊には、小学校の唱歌教員専修課程を設ける案も練り上げられていた。伊とおった。伺い文は音楽取調掛報告で伊澤修二が述べていたように彼の構想の中た。伺い文は音楽取調掛報告で伊澤修二が述べていたように彼の構想の中

プ明證ト被存候「財證ト被存候「財證ト被存候「財證トを持定「大力、

又律呂ノ旋法ニ至リテハ我邦及西洋ニ於テモ其種類少シトセズ然リ而シテ音樂ノ眞ニ喜怒愛樂哀悪欲等ノ諸情ヲ感セシムル所以ノモノハ與カリテ律呂ノ旋法ニ在リ故ニ其旋法ノ正シキモノハ聞者ヲシテ嚴肅ナラシメ其亂ルゝモノハ聴者ヲシテ放佚ナラシム是ヲ以テ律呂ノ旋法ハ教育上至大ノ影響ヲ與フベキ事必然ニシテ音樂取調上殊呂ルモ能ク教育ノ理ニ適シ學校教科ニ施用シテ其可ナルモノハ聞者ヲシノ長短両音階ニ如クモノ無之就中長音階ハ音程純正ニシテ旋律快活ナルヲ以テ殊ニ児童ノ教育ニ適シ條モノニ有之候

益々此事業ヲ擴充スルノ便ヲ得可申候二月以後ハ右卒業生ヲ傳習助教ニ採用相成候上ハ教員欠乏ノ患ナク大略所期ノ業程ヲ履践シ来ルニ月ヲ以テ卒業ノ見込ニ有之候得バ該大略所期ノ業程ヲ履践シ来ルニ月ヲ以テ卒業ノ見込ニ有之候得バ該

ハ全國一般ニ於テ楽器購求ノ方法モ意ノ如クニ相成傳習事業モ速成差支ナキ儀ニ有之加之右業ノ如キ内國所造ノ楽器ヲ唱歌ニ用ヒ侯エ至リ候得バ自今洋琴ノ如キ大價ノ外入楽器ハ唱歌ニ用ヒズシテ聊カ楽器ノ儀モ段々苦考致シ我邦在来ノ琴胡弓ヲ學校用唱歌ニ用ヰル楽器ノ儀

國ニ布クノ資料ヲ養成シ益々當掛設立ノ隆旨ニ添ヘン事糞望ニ堪へ以内ニシテ卒業ノ見込ヲ以テ專ラ唱歌ヲ傳習セシメ以テ此學科ヲ全運度依テ来ルニ月ヲ期シ唱歌傳習人ヲ各府縣ニ募リ學期凡ソニケ年立候ニ付此際一層規模ヲ更張シ唱歌ヲ全國ニ普及スルノ順序ニ為相致シ候得バ唱歌ヲ普及スルニ當リ非常ノ便宜ヲ得侯儀ニ有之侯

ハ本按裁可ノ上詳細取調更ニ可伺出条至急御裁可相成度候也尤モ右費用ノ如キハ當掛豫定額中ョリ支辨シ且其規制細則ノ如キ

ザル所ニ有之候

[手書き] (『音監經伺書類』明治十五年上)

普通學務局長辻新次の意見〔朱書〕

最緊切急要ナルモノ、教員ヲ養成スルコト順序ノ當ヲ得タルモノナ テモ傳習生ヲ出京セシムルコトノ成ルヘケレハ先以テ小學校學科中 モ教員タルへキ者ヲ養成スルコトノ叶フへク亦各府縣ニ於テ一人ニ 小學校ニ具備スヘキ學科中ニ於ルモ図画生理博物物理化学等ノ教員 成度敷ニ存候何ントナレハ今熟々各地方現今教育ノ實況ヲ按 トモ今直チニ之レカ傳習人ヲ各府縣ニ募ラルゝ儀 唱歌ヲ全國ニ普及セシムルノ順序ヲ立ツルハ誠ニ願ハシキ事ニ侯 緒ニ就キ其基礎ノ立チタル 人殆ント闕如セルニ苦ム程ノ有様ニ侯へハ若シ本省ニ於ル少シニテ ニ於テ教則等ハ漸クニ改良スルモ他ノ一方ニ於テハ之ヲ實行スルノ ハ勿論讀書等ノ教員ニ至リテモ尚適當ノ者ヲ得ルコト甚タ難ク一方 音樂ノ教育上ニ須要ナルコト固ヨリ論ヲ待タサレハ其取調事 ハ誠ニ賀スヘク又一層規模ヲ更張 ハ暫ク御見合セ相 スル シ漸

叶フ儀ナレハ先唱歌ノ傳習生ハ閣キ小學全科ノ傳習生社募集相成度ラン歟因テ今日ノ処本省ニ於テ各府縣ノ傳習生ヲ教導スルコト相

(『音監經伺書類』明治十五年上)

必要があるという理由で、この項目の削除を音楽取調掛に命じた。文案)再度伺い文を提出した。ところが普通学務局ではしばらく検討の付、同掛の伝習生募集案に唱歌教員の項目を設けたい旨(神津專三郎のいかという普通学務局長辻新次の意見にしたがって、十五年一月十三日いかという普通学務局長辻新次の意見にしたがって、十五年一月十三日

十五年一月十三日

音樂取調掛監事

神津專三郎

至急御裁可相成度候也

至急御裁可相成度候也

至急御裁可相成度候也

至急御裁可相成度候也

至急御裁可相成度候也

廣告按

唱歌教員タルベキ見込ノ者ニ限ルベシー、男女ヲ論ゼズ年齢十五年以上三十年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハロシ各府縣ニ於テ右傳習生差出度向ハ直チニ本掛へ照會アルベシハ左ノ諸項相心得来ル二月十五日迄ニ本掛へ申シ出ヅベシ

- ヲ附與スベシー、修業年限ハ凡ソ二ケ年ト定メ卒業ニ至リ唱歌教員タルベキ免狀ー、修業年限ハ凡ソ二ケ年ト定メ卒業ニ至リ唱歌教員タルベキ免狀ー、品行方正ニシテ通常ノ文筆ニ差支ナキ者タルベシー、品行方正ニシテ通常ノ文筆ニ差支ナキ者タルベシ
- 一、別ニ授業料ヲ拂フヲ要セズト雖モ學資等ハ一切自辨タルベシ

右ノ外尚詳細ノ規則等承知致度向ハ直チニ本掛ニ照會スベシ

本郷元富士町文部省用地内

明治十五年一月

文部省音樂取調掛

普通學務局長辻新次の意見〔朱書〕

習相成居候儀ニ付今般モ之レト同一ノ者ヲ募集シ唱歌傳習相成候テ 員モ少シク減セラレ度候 件ト第三項唱歌教員タルヘキ免状云々ノ件ハ削除相成度且其募集人 合セ相成度就テハ廣告文第一項卒業ノ上ハ唱歌教員タルヘキ云々ノ 可然儀ニ候へハ旁殊更ニ右教員ト為ルヘキ者ヲ募集候儀 ヲ師範生徒ニ授ケ漸ヲ以テ各地方へ普及セシメラレ候事順序當ヲ得 テ教授セシムルヲ得ルノ日ニ至ラハ先其教授ヲ師範学校ニ移シテ之 フヘカラス然ルニ今直ニ教員養成ニ着手スルハ少シク早計ノ處置 處抑該取調掛ノ儀ハ即今専ラ取調中ニシテ未タ全ク調了シタリト云 之ヲ傳習シテ以テ廣ク唱歌教員ノ需用ニ應セントスル儀ニ可有之候 ト申スへキ有様ニ付音樂取調掛ニ於テ今ヨリ音樂志願ノ者ヲ募集シ 有之巧拙適否ハ措テ問ハス其需メニ應スヘキ者斷シテ無之真ノ欠乏 ハアラサル乎且又該掛ニ於テ右取調既ニ十分ニシテ之ヲ各学校ニ於 /場合ニモ無之候へトモ唱歌教員 / 如キニ至リテハ全ク創始ノ事ニ ル儀ト存候尤従来迚モ取調ノ傍ヲ試ミノ為メ傳習人ヲ置キ唱歌傳 本按ノ旨趣ヲ要スルニ小学全科ノ教員ハ目下非常ノ欠乏ヲ患フル ハ断然御見

追テ本文傳習人諸規則等ノ儀ハ更ニ當局へ合議相成候様致度候

縣派出音樂習生募集案」を提出した。音楽取調掛監事の署名で次のような伺い文とともに、各府県長官宛「府懸案中の各府県派出伝習生案は、明治十七年四月実現の運びとなる。

甲按

文部省音樂取調掛長

文部省書記官伊澤修二

各府縣長官宛

来六月三十日限御申越有之度此段及御照會候也可致見込ニ候間貴府縣ニ於テモ別記之條項参覧之上右派出之有無共越候向有之處其照會區々相成取扱上不都合不尠ニ付来九月右入學許兼テ諸府縣ニ於テ音樂唱歌施設之見込ヲ以テ音樂傳習人派出依頼

第一 學識 普通ノ教育ヲ受ケタル者

第二 年齢 十六年以上三十年以下ノ男若クハ女

第三 技藝 雅樂又ハ俗曲ヲ心得タル者ハ更ニヨシ

第四 學習期限 壱ケ年以上滞在見込ノ者

以上

乙按

二於テ右傳習生派出致度向ハ左ノ諸項相心得来ル六月三十日迄ニ本来九月音樂傳習生二十五名ヲ限リ試験ノ上入學ヲ許ス因テ諸府縣

掛へ申出ベシ

第一學識 普通ノ教育ヲ受ケタル者

二 年齢 十六年以上三十年以下ノ男若クハ女

三 技藝 雅樂又ハ俗曲ヲ心得タル者ハ更ニョシ

第四 學習期限 壱ケ年以上滞在見込ノ者

右之外更ニ詳細規則等承知致度向ハ直チニ本掛へ照會アルヘシ

明治十七年四月

本郷元富士町文部省用地内

文部省音樂取調掛〔手書き〕

(『音監經伺書類』 明治十七年)

の制度は東京音楽学校の師範科を導く母体となったものと思われる。間の養成ののちそれぞれ所属府県に帰り、唱歌教員として活躍した。こし年々応募する派遣生が増えるに従って合格者も多くなり、彼らは一年し年々応募する派遣生が増えるに従って合格者も多くなり、彼らは一年しか、唱歌、読書、既修楽器など。この結果女子二名が及第した。しかは、十七年九月九日に入学試験を受けることとなった。試験科目は数学、は、十七年九月九日に入学試験を受けることとなったものと思われる。

## 告者 伊澤修二(七) 音楽取調掛における音楽教育の経過報告 明治十七年、報

音樂唱歌傳習ノ事

島 賜暇帰國掛長學事巡視出張等ノ事故ヲ以テ之ヲ延ス但シ本年九月諸 ル者ハ明治十四年二月四人同九月一人同十五年三月二人十二月一人 教員及京都府派出唱歌傳習員等ニ入學ヲ許ス同十六年二月傳習生三 與ヘタリ後更ニ諸府縣ヨリ召募ニ應ゼントスル者マタ少カラズト雖 募ル此募ニ應ジ能ク及第スル者二十二人アリ則其十月之ニ入學許可 習熟スル者ヲシテ其術ヲ傳ヘシメバ將来我邦音楽ノ上進ヲ計ルノ第 其尽力非常ニ出ツルモ限リアル年月ヲ以テ限リナキ大業ニ就キ絶大 アリ或ハ助教員ト為シ或ハ助手員ト為ス同十六年四月長野縣下上田 十名ヲ募ル其試格ニ適スル者十二名ニ入學ヲ許ス尋テ更ニ埼玉、 府縣派出師範學科取調員拾七名通學ヲ許シ外ニ東京女子師範學校女 人ナリ乃チ之ニ傳習假許可ヲ與フ爾後其勤學効アルヲ以テ本許可ヲ ヲ與フ同十四年二月更ニ之ヲ募リ試驗ヲ経能ク試格ニ適スル者十二 否得失ヲ察スル能ハズ且教師傭入期限モ僅々数年ニ属スレバタトヒ 多シ故ニ本掛所撰ノ歌曲ノ如キモ実際試施校訂スルニ非ザレバ其可 タ之ヲ募ントセシニ裁可延遷ニ及ビ加フルニ本年ハ教師メーソン氏 トモ其人員既ニ満ルヲ以テ之ヲ許スヲ得ザリキ因テ同十五年二月マ 一歩タルベキヲ以テ明治十三年九月本掛ニ於テ音樂傳習人三十名ヲ **ノ問ニ求ムベカラズ特ニ実際演奏上ニ就テ之ガ討究ヲ要スル事甚タ** 効績ヲ奏スルハ殆ド望ムベカラザルニ近シ因テ従来我國ノ音楽ニ 音樂取調ノ事業ハ啻ニ理論上ニ之ヲ討究シ若シクハ之ヲ言語詞章 滋賀三縣派出唱歌傳習生ニ入學ヲ許ス傳習生中本掛ニ登用シタ

63